

改正案	現行
<p>(債券発行限度額算定上の倍数)</p> <p>第五条 法第十七条の二に規定する総理府令・大蔵省令で定める倍数は三十とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(債券発行等の認可申請書の添付書類)</p> <p>第六条 令九条の三に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(債券発行限度額算定上の倍数)</p> <p>第五条 法第十七条の二第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める倍数は三十とする。</p> <p>2   法第十七条の二第一項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定める倍数は十とする。</p> <p>3   法第十七条の二第一項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める倍数は二十とする。</p> <p>(債券発行等の認可申請書の添付書類)</p> <p>第六条 令九条の三第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>2   令九条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 債券の発行限度額を記載した書面</p> <p>三 債券の発行の計画を記載した書面</p> <p>四 合併前の長期信用銀行及び外国為替銀行の最近の債券発行の状況を記載した書面</p> <p>五 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書面</p>

(削除)

(営業所の存置の認可申請書等の添付書類)

第七条 令九条の四第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 理由書

二 認可を受ける事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三 当該営業所の存置の期間を記載した書面

四 当該営業所の位置及び業務の内容を記載した書面

五 当該営業所の最近の業況を記載した書面

六 期間終了後の当該営業所の整理に関する計画

七 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書面

2 令九条の四第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該営業所の存置の期間を延長する特別な事情を記載した書面

二 申請事項が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会又は取締役会の議事録

三 当該営業所の存置を延長する期間を記載した書面

四 当該営業所の最近の業況を記載した書面

五 期間終了後の当該営業所の整理に関する計画

六 その他金融監督庁長官が必要と認める事項を記載した書面

第七条 (略)

第八条 (略)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 (略)

第九条 (略)

第十条 (略)

第十一条 (略)